

憲法

次の【事例】を読み、下記の【設問】に答えなさい。

【事例】

最近、ヨーロッパでは、原子力発電を見直す動きが見られるようになった。再生可能エネルギーが大部分を占めるようになるまでの過渡的な対応としてではあるが、原子力発電は脱炭素化社会の実現に貢献する環境に優しいエネルギーだとの肯定的な評価がなされているのである（もちろん、一部の国々からの厳しい批判がある）。

日本でも、国際情勢に鑑み、エネルギーの安定供給が議論され、そのなかで新規の原子力発電所の建設や停止中の原子力発電所の再稼働を促進すべきであるとの見解が強く主張されるようになったとする。そこで政府は、停止中の原発がある P 市に対して、原発の再稼働を打診した。P 市の市長 A は、原発再稼働の是非は P 市の将来を左右する重大な問題であり、子々孫々にも影響を与えることになるから、市長や市議会だけで決定することはできないとして、住民投票を行う意向を表明した。

その後、A は原発再稼働の是非を問う住民投票条例案を P 市議会に提出した。

しかし、議会審議の冒頭で、市議会議員 B は、この条例案は違憲無効であるから審議の対象とすることはできない、という反対意見を述べた。

B がこの条例案の違憲箇所として指摘したのは、次の 2 つの条文である。

第 Q 条（投票資格者）

投票日において年齢満 18 歳以上の者で引き続き 3 か月以上 P 市の区域内に住所を有する者（外国籍の者を含む）は、本条例に基づいて実施される住民投票の投票権を有する。

第 R 条（住民投票の効果）

市長及び市議会は、住民投票の結果に従わなければならない。

【設問】

B が本条例を違憲と考えた理由を推測し、それに対するあなたの意見を述べなさい。

(120点)